



上砂川町強靱化地域計画



上砂川町役場庁舎建設工事

令和3年2月
上砂川町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	地域防災計画と国土強靱化地域計画	2
第2章	上砂川町強靱化地域計画の基本的考え方	
1	上砂川町の概況と災害の記録	3
2	上砂川町強靱化地域計画の基本目標	7
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価評価の考え方	8
2	シナリオ「起きてはならない最悪の事態の事態」の設定	9
3	評価の実施手順	10
4	評価結果	10
第4章	上砂川町強靱化のための施策プログラムの策定等	
1	施策プログラムの考え方	20
2	施策推進の指標となる目標値の設定	20
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	20
4	推進事業の設定	20
	【上砂川町強靱化のための施策プログラム一覧】	21
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	31
2	計画の推進方法	31

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

国においては、2011年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えが国家的な重要課題とされています。

こうした中、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」といいます。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」（以下「強靭化基本計画」といいます。）を策定し、社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しを行うなど強靭な国づくりも進めています。

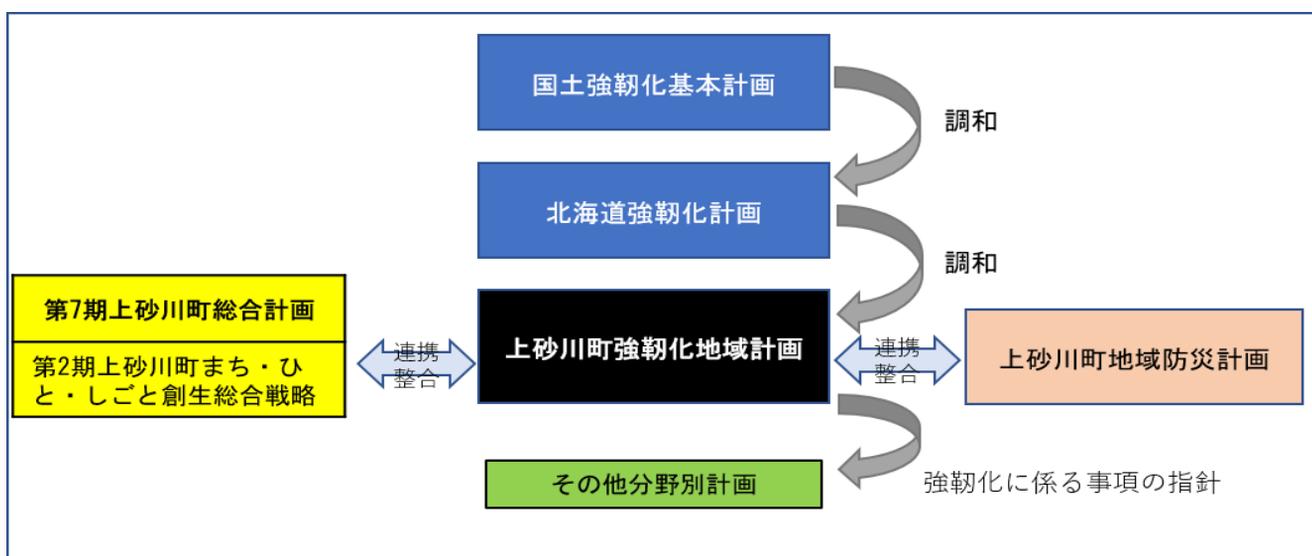
また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靭化を図るための地域計画として「北海道強靭化計画」を策定し北海道の強靭化に取り組んでいます。

この間、上砂川町においても防災ガイドブックの全戸配布、エリアメール、UHBの地デジ広報を活用して住民の避難行動を促す施策を実施する等、地域の防災対策を進めてきましたが、これまでの災害の経験を活かしながら、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災・減災に取り組んでいく必要があります。

そこで、「第7期上砂川町総合計画」（以下「総合計画」といいます。）におけるまちづくりの大綱である「安全で生活環境が整ったまち」の実現に向け、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を安全・安心な国土・地域・経済動の構築を推進するため、「上砂川町強靭化地域計画」を策定するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、国の「国土強靭化基本計画」、北海道の国土強靭化地域計画である「北海道強靭化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、総合計画と整合性を図りながら、他の分野別計画、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靭化に関連する施策と連携し、長期的な視点に立って一体的に推進します。



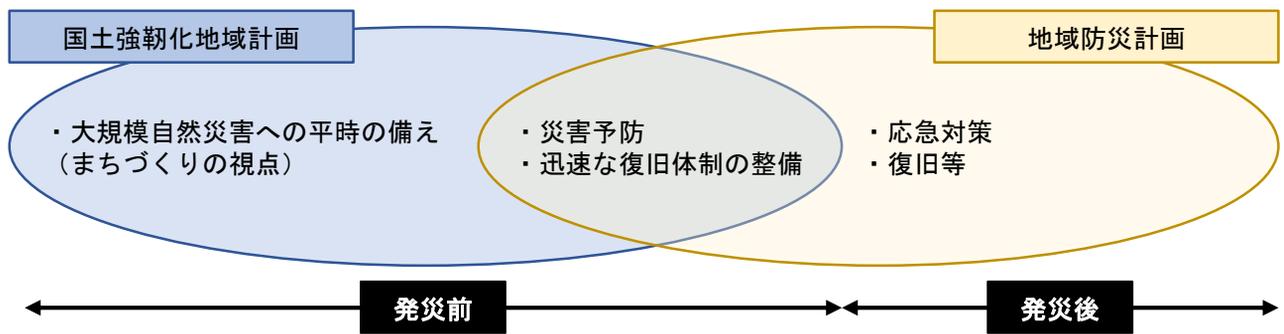
3 地域防災計画と国土強靱化地域計画

本町における災害への取組について定めた計画としては、すでに「上砂川町地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるのものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点をおいた計画となっています。

これに対して国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点を合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両計画は、互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



第2章 上砂川町強靱化地域計画の基本的考え方

1 上砂川町の地勢、気象及び災害の記録

(1) 地 勢

ア 位置及び面積

本町は、空知総合振興局のほぼ中央に位置し、周囲は歌志内市・砂川市・奈井江町及び芦別市に囲まれている。東経142°、北緯43°、面積39.91平方キロメートル、東西10.3キロメートル、南北8.4キロメートルとなっています。

イ 地勢形態

東部は重畳とした山岳地帯であって、夕張山脈が南北に走り次第に西方に向かい石狩平野に続いている。

集落は、北部を東西に河川に沿って形成されているほかは、ほとんどが森林となっています。

ウ 河川状況

本町の集落地帯を貫流する河川は、源を東部山脈に発するパンケ歌志内川で西山沢川を合流して本町の北部を西に流れ砂川市で石狩川に注ぎ、このほか、豊平川、奈井江川が南部を西に流れているが、いずれも上流部分となっています。

(2) 気 象

気候は、四季を通じて変化が激しく、年平均気温は約6度～8度であるが、夏季は30度を超えることもしばしばあり、冬季に氷点下20度以下に下がることもあります。いわゆる大陸性気候で、降雨量は、年間900mm程度で、8・9月に多く、風は四季を通じて北西風で、冬季には南風が多くなります。

初雪はおおむね10月下旬ごろにみられ、根雪になるのは12月上旬で、融雪はおおむね4月中旬で、降雪量も年間900mm程度となっています。

(3) 上砂川町の過去における災害の主な記録

本町の過去における主な災害の発生記録は次表のとおりで、気象災害については暴風雨（台風及び低気圧）による被害となっています。

災害記録

年月日	種 別	地 域	被害状況
昭和20年12月	火 災	市街 2 町内	店舗・住宅・7棟6戸 (792㎡)
昭和21年1月	火 災	奥沢春ヶ台	炭住 12棟48戸全焼 " 3棟12戸半焼
昭和29年5月	火 災	本 町	一坑坑外施設 16棟 (4,359㎡) 全焼
昭和29年9月	台 風	全 町	台風の中心示度 960Mb 風速35M 全壊家屋 16棟 34戸 半壊家屋 75棟 195戸 非住宅の被害 34戸 学校の被害 小破(校舎屋根損壊) 6校 延2,458㎡
昭和34年12月	火 災	市街 12 町内	車 庫 全焼 992㎡
昭和34年12月	火 災	本 町	選炭機 全焼 5,392㎡
昭和36年7月	大雨・水害	全 町	空知地方の集中豪雨(250mb)によりパンケ歌志内川及び奈井江川が氾濫する。 家屋倒壊 1戸 家屋流失 1戸 床上浸水 39戸 床下浸水 177戸 道路欠損壊 139m 橋梁流失 5箇所(81m) 橋梁損壊 1箇所(20m) 田畑流失及び冠水 2.4Ha 河川堤防欠壊 5箇所(182m) 一坑二坑内浸水による損害 215,600千円 死傷者 1人(坑内水没による)
昭和37年8月	大雨・水害	全 町	台風9号により全道的に大雨となりパンケ歌志内川が氾濫する。 家屋流失 3戸 床上浸水 57戸 床下浸水 108戸 道路損壊 6箇所 445m 橋梁流失 1箇所 16m 橋梁損壊 1箇所 12m 田畑冠水 0.5Ha がけくずれ 4箇所 12m

年月日	種 別	地 域	被害状況
昭和50年8月	大雨・水害	全 町	台風6号により全道的に大雨となりパンケ歌志内川が氾濫する。 床上浸水 41戸 床下浸水 71戸 がけくずれ 20箇所 道路損壊 5箇所 田畑冠水 1箇所 降雨量 163.5mm
昭和53年8月	集中豪雨	全 町	床上浸水 14戸 床下浸水 60戸 道路損壊 7箇所 113m がけくずれ 2箇所 浄水場えん堤土砂堆積 15m 降雨量 129.9mm
昭和56年8月	豪 雨	全 町	死 者 1名 家屋一部損壊 1戸 床上浸水 36戸 床下浸水 136戸 道路損壊 16箇所 がけくずれ 10箇所 河川敷地損壊 13箇所 道有林被害 44箇所 水道施設被害 7箇所 清掃施設被害 2箇所 学校施設被害 9箇所 商工被害その他 13箇所 降雨量 402.5mm
昭和63年8月	豪 雨	全 町	床上浸水 3戸 床下浸水 64戸 道路損壊 13箇所 がけくずれ 1箇所 水道施設被害 2箇所 降雨量 195.5mm
平成6年8月	豪 雨	全 町	床上浸水 2戸 床下浸水 12戸 水道施設被害 3箇所 降雨量 117.5mm
平成16年9月	台 風	全 町	台風18号により全道的に暴風雨となる。 (最大瞬間風速は30mを記録。) 公共施設等の被害 10箇所 公住・街路灯の被害 2箇所 物置・車庫・倒木等の被害 48箇所余り

年月日	種 別	地 域	被害状況
平成23年7月	豪 雨	全 町	が け く ず れ 3箇所 側溝排水不調 2箇所 降雨量 109.3mm
平成28年8月	台 風	全 町	台風7号、9号、10号及び11号により全道的に暴風雨となる。 床上浸水 2箇所 公共施設等の被害 19箇所 倒木等の被害 7箇所 降雨量 392mm
平成29年9月	台 風	全 町	台風18号により全道的に暴風雨となる。 (最大瞬間風速は28.3mを記録。) 公共施設等の被害 6箇所 倒木等の被害 13箇所 降雨量 89.8mm
平成30年9月	台 風	全 町	台風21号により空知管内全域に暴風警報発令 浄水場停電被害 倒木によりケーブル切断 倒木等の被害 5箇所
平成30年9月	地 震	全 町	胆振東部地震により、町の全域が3日間にわたり停電被害を受ける。

2 上砂川町強靱化地域計画の基本目標

本町においても、過去の災害記録により風水害などの自然災害リスクが存在することが明らかになっています。

本町における強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命、財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町が持つポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなどの機能強化を図り、人口減少対策や地域経済の活性化など、直面する政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければなりません。

本町の強靱化を進めるにあたっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本方針と、「北海道強靱化計画」における「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「北海道の持続的成長を促進する」という3つの基本目標を踏まえ、次の4つを「上砂川町強靱化地域計画」における基本目標と定め、「第7期上砂川町総合計画」のまちづくりの大綱である「安全で生活環境が整ったまち」の実現に向け、関連施策を推進するものとします。

【上砂川町強靱化地域計画の基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 上砂川町の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興



「安全で生活環境が整ったまち」の実現

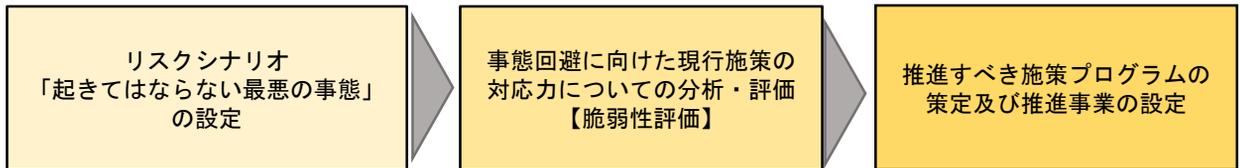
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（脆弱性評価）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、国土強靱化基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画における地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法などを参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取り組み状況や課題を整理した上で、分析・評価を行い地域の弱点を洗い出す「脆弱性評価」を実施します。

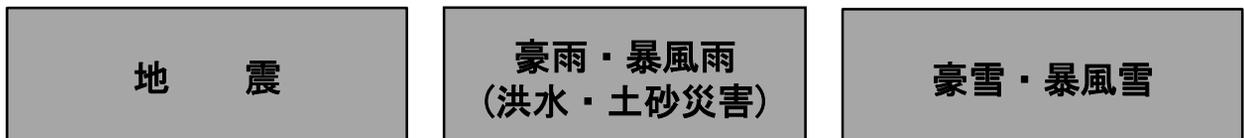
【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク（自然災害）】

「北海道強靱化計画」においては、今後、北海道に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しており、これを参考として、過去に本町で発生した自然災害を基準として、今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定します。

（想定するリスク）



2 シナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前にそなえるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態をもとに、積雪寒冷の地域特性を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、海に面していない本町の地域特性を踏まえ、地震による津波の被害を除外し、7つのカテゴリーと19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的な広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災地による救助・救援活動の停滞
		2-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2	食料の安定供給の停滞
		4-3	上下水道等の長期的にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2	物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1	森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行いました。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

4 評価結果

評価結果は次のとおりです。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建設物等の耐震化率は、90%の目標に対して69.2%であり、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、社会福祉施設、社会体育施設の不特定多数が集まる施設の耐震化は100%となっているが、災害時に避難場所や救護用施設として利用することから維持管理をする必要がある。
- 公営住宅等は、全て耐震性を満たしている。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれるため、計画的な維持管理等を適切に行う必要がある。
- 老朽化した公営住宅の計画的な建替えや修繕等による長寿命化を実施する必要がある。
- 空き家等の所有者に対し、適正管理や老朽化防止の必要性を周知するとともに、空き家等の発生抑制、空き家等の利活用・除却を促進する必要がある。

(避難場所等の指定・整備・普及啓発)

- 現在の町の現状として、指定緊急避難場所に17箇所、指定避難所に15箇所を指定しているが避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、最新の状況を町民に周知する必要がある。
- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定については1/15(7%)であり、福祉避難所の指定状況について町民に周知する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等については、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時における避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、定期的な点検と計画的な修繕を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	69.2% (H20)
・公立小中学校の耐震化率	100% (R1)
・社会福祉施設の耐震化率	100% (H25)
・社会体育施設の耐震化率	100% (R1)
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況	避難場所17箇所、避難所15箇所 (H31)
・福祉避難所の指定状況	7% (H29)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(土砂災害警戒区域等の指定)

- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定は、北海道が実施する基礎調査等への協力により、指定を推進するとともに、上砂川町防災ガイドブックの適時の修正に合わせ広報・ホームページ等で周知する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域指定数 59箇所
 - ・土砂災害特別警戒区域指定数 47箇所
 - ・土砂災害ハザードマップの作成状況 作成済み(R1)
- ※ 指定数の増加により、今後、改訂が必要である。

1-3 突発的な広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水ハザードマップの作成)

- 近年増加する台風、豪雨等の状況から、住民が適時かつ迅速に避難できるよう、分かりやすい防災情報の提供、的確な避難勧告発令の判断体制の構築及び地域水防力の強化を推進する必要がある。
- パンケ歌志内川において、水防法（最大雨量想定）に基づいた洪水ハザードマップを作成する必要がある。また、町民の防災意識を向上させる必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や河川管理を行う必要がある。
- 道路冠水箇所のパトロールや雨水管の整備などの雨水対策を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップ等の作成（最大雨量想定対応） 未作成(R1)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 災害対策本部及び道路担当による道路パトロールを実施し、除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者（道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。
- 今後とも高齢者数の増加が見込まれる一方、玄関先の除雪の担い手が不足していることから、除雪体制を整えるための人材確保について検討が必要である。

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 毛布・ストーブ等の資機材の備蓄状況（2020年4月）の状況は下記の現状値のとおりであり、避難所における冬季防寒対策を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

品名	数量
毛布	390枚
マット	340枚
寝袋	0個
ストーブ	24台

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 災害時における情報連絡体制の確保のため、防災行政無線（移動系）の適正な管理及び更新が必要である。
- 災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要である。
- 防災情報共有システムには、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）、北海道総合行政情報ネットワーク、北海道防災情報共有システムがあるが、これらの共有システムの有効活用が必要である

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 地域コミュニティの活性化のため、行政区・町内会と連携し、自主防災組織結成の取組が必要である。
- 住民等への情報伝達体制の強化のため、避難勧告等の発令基準や伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する必要がある。
- 各種情報伝達手段を活用し、災害時における効果的な情報伝達と停電時における情報伝達手段の確保が必要である。

(高齢者等の要配慮者対策)

- 「避難行動要支援者の避難支援全体計画」を策定して、地域との連携による支援体制の構築と対象情報者の適正管理や活用を図る必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 自主防災組織の結成状況は、0%(R1)であり、「地域における「共助」の取組の重要性に関する意識の啓発」及び「地域ごとの実情を踏まえた行動計画の検討」が必要である。
- 学校における定期的な避難訓練の実施や防災に関する授業などを通じて、児童生徒や保護者、教職員の防災意識の向上に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自主防止組織の結成率 0%(R1)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象事業の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 北海道胆振東部地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継地点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組みを促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定件数 10件 (R1)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災地による救助・救援活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 防災訓練を実施して関係行政機関との連携を図るとともに、訓練の機会を通じて自衛隊、警察、消防など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めるとともに、救助・救急体制の強化を図る必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 北海道胆振東部地震時には、陸上自衛隊北部方面隊から災害派遣部隊が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、防災訓練などの機会を通じ、自衛隊、警察、消防などの関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 41人 (R2. 4. 1現在)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療支援体制の強化）

- 北海道や医師会、歯科医師会との連携による被災時における医療支援体制の強化を図る必要がある。
- 町の診療所の医療従事者の確保と研修体制の強化などによる良質な医療提供体制の整備を実施するとともに、医療機器の計画的な整備・更新により、町の診療所の診療機能や災害対応力の強化に向けた体制の整備が必要である。

（災害時における福祉的支援）

- 避難行動要支援者の個別の避難支援プランの作成と平時における福祉的支援の担い手（民生委員）を確保する必要がある。

（防疫対策）

- 医師会との連携による感染症予防に関する知識の普及と予防接種未接種者の観奨を実施するとともに、予防接種の適正な実施による感染症の発生・蔓延の防止が必要である。また、新型コロナウイルス等の感染症に適切に対応する必要がある。
- 簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄に努める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 民生委員・児童委員の充足率 100% (R1)

(3) 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能等の強化）

- 町においては、被災時における災害対策本部の事務所掌及び配備態勢等を地域防災計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。
また、地域防災計画及び業務継続計画の見直しを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 防災拠点となる町の庁舎の耐震率は、庁舎建て替えにより耐震化は図られるが大規模災害発生に備え、災害応急対策や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

（町における業務継続体制の整備）

- 災害発生時の停電に備え、役場庁舎、町民センター及び一部の生活館等に発電機を配置しているが、配置されていない施設への配置を促進するとともに自家発電機の設置に向けた推進を図っていく必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 災害発生に備え、被害の拡大防止、二次災害防止を目的に各行政機関と協定締結又は申し合わせをしており、災害時に有効に機能するように平時から情報共有など連携を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 33.3% (R1)
- ・ 消防支署の耐震化 耐震化完了 (R1)

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 既存のエネルギー生産基盤のバックアップとなる再生可能エネルギー（太陽光発電システム等）の導入拡大の必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえた対策が必要である。
- 役場庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要である。
- 停電時における地域の防災対策や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 災害時における電力や熱の供給を維持するため、エネルギー構成の多様化を図る必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時における石油燃料等の安定確保に関する取り組みが必要である。
- 災害時における燃料給油拠点の電源対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 役場庁舎の非常用電源設備の導入 未導入 (R1)
- ・ 指定避難所の非常用電源設備又は発電機の導入 3箇所／15箇所 (R1)
- ・ 災害時における燃料給油拠点（北日本石油）の非常用電源の導入 導入済み (R1)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(災害時における生鮮食料品の流通体制の確保)

- 災害時に住民に生鮮食料品を供給するため、生鮮食料品の流通体制の確保が必要である。

4-3 上下水道等の長期的にわたる機能停止

【評価結果】

（水道事業の危機管理体制の整備）

- 水道事業災害対応マニュアルに沿った訓練の実施により、実効性の確保について検証するとともに、災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。

（水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 水道施設の防災対策の推進により、水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

（下水道BCPの策定）

- 下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を策定し、計画に沿った訓練の実施により、実効性の確保について検証する必要がある。

（下水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 下水道施設の防災対策の推進により、下水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（道路施設の防災対策等）

- 幹線道、橋梁及び道路付帯施設の定期点検の結果に基づき、要対策箇所について順次、対策工事を計画的に実施する必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、施設ごとの個別計画に基づき、着実な整備と適切な維持管理をする必要がある。

【指標（現状値）】

・長寿命化修繕計画の策定状況	策定済み（H29改定）
・道路等の点検率	100%（H27）
・橋梁の点検率	100%（R1）
・橋梁の補修状況	6橋中4橋（H26～R2）

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 首都圏等との同時被災リスクが少なく、用地の確保が比較的容易な地域特性を活かした企業誘致活動を推進する必要がある。

(企業における事業継続体制の強化)

- 関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要がある。

(被災企業への金融支援)

- 被災企業が支援制度を円滑に活用できるよう関係機関との情報共有を図る必要がある。

5-2 物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時において、円滑に物資を輸送する体制を整備する必要がある。

(6) 二次災害の抑制

6-1 森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に大きな影響を与える問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町有林における人工林の面積 3.08ha (R1) (町有林4.36ha)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(町における災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災地と支援側の両面から広域的な視野に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

(仮設住宅等の迅速な確保)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査など業務に関し、研修等を通じ町職員の能力向上を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R1)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 町と上砂川建設業協会において、災害時における応急対策・復旧に関する協定書を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、上砂川建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。
- 災害時の復旧・復興の担い手となる建設業者における技能者養成と技術力向上、また、人手不足となっている建設業における若年層の確保対策と育成が必要である。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や、自主防災組織の結成により、地域防災力を向上させる必要がある。
- 地域のコミュニティ力を向上するにあたり、防災ガイドブックの適時の修正、防災訓練・防災教育を行う等、地域のコミュニティ力を強化するための支援を充実させる必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自主防災組織 組織率 0% (R1)

第4章 上砂川町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、上砂川町における強靱化施策の取組方針を示す「上砂川町強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

上砂川町の総合計画である「第7期上砂川町総合計画」で掲げる「安全で生活環境が整ったまち」というまちづくりの大綱の実現を図るとともに、上砂川町の強靱化や北海道・国の強靱化へとつなげるため、「第7期上砂川町総合計画」に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、36の重点化すべき施策項目を設定します。

4 推進事業の設定

推進に必要な各事業のうち、上砂川町が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

【上砂川町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載します。
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を末尾に[]書きで記載します。
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に **重点** と記載します。
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くありますが、これらの施策は最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしません。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化） **重点**

- 「上砂川町耐震改修促進計画」は、現在に見合う更新がされていないため見直しを行い、住宅や建設物の耐震化率の目標達成に向け、対策を実施するほか、法改正により一定規模の建設物に対する耐震化が義務づけられていることから、耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を推進する。[町、民間]
- 小中学校、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について、適正な維持管理を図る。[町]

《指 標》

- ・ 住宅の耐震化 69.2% (H20) → 見直しにより目標設定する。
- ・ 小中学校の耐震化率 100% (R1) → 現状を維持する。
- ・ 社会福祉施設の耐震化率 100% (R1) → 現状を維持する。

（建築物等の老朽化対策） **重点**

- 公共建築物の老朽化対策については、「公共施設等総合管理計画」の基本方針を踏まえて施設ごとに定める個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[町]
- 空き家の適正管理の推進、所有者等への指導・助言、空き家等発生抑制の周知啓発を実施する。[町]

推進事業

- ・ 公共住宅等長寿命化計画
- ・ 学校施設長寿命化計画
- ・ 空き家対策計画の策定、空き家バンク制度の推進

（避難場所の指定・整備・普及啓発） **重点**

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所への避難のため、広報誌及び町公式ホームページを活用して最新の指定緊急避難場所及び指定避難所を周知するとともに、必要に応じ整備する。[道、町]
- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、現在の福祉避難所の指定状況を町民に周知するとともに、必要に応じ整備する [町、民間]
- 災害時の避難所として活用される生活館等について、地域の実情に応じた施設整備を計画的に推進する。 [国、道、町]

推進事業

- ・ 生活館の建替（鶉若葉生活館）

《指 標》

- ・ 福祉避難所指定状況 1施設 (H29) → 必要に応じ整備する。
- ・ 指定緊急避難場所の指定状況 17箇所 (H31) → 必要に応じ整備する。
- ・ 指定避難所の指定状況 15箇所 (H31) → 必要に応じ整備する。

(緊急輸送道路等の整備) **重点**

- 災害時における緊急輸送や避難の円滑かつ確実な実施のため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路等の計画的な整備と維持管理を推進する。[道、町]
- 緊急輸送道路等における電柱や道路付属品の倒壊による交通の遮断を防止するため定期的な点検と計画的な修繕を推進する。[道、町]

推進事業 ・ 道路維持管理業務

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域等の指定) **重点**

- 北海道が実施する基礎調査の結果に基づき、適時に住民説明会を行うとともに防災ガイドブックを適時修正し、広報誌、ホームページでの周知及び防災訓練等の実施を促進する。[国、道、町]

推進事業 ・ 防災訓練の実施

《指 標》

- ・ 土砂災害警戒区域の指定 59箇所（指定済み）
- ・ 土砂災害特別警戒区域の指定 47箇所（指定済み）
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成 作成済み(R1)→指定数の増加に基づき改訂する。

1-3 突発的な広域かつ長期駅な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) **重点**

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、ハザードマップ等を活用した防災訓練等の実施を促進する。[国、道、町]

推進事業 ・ 防災訓練の実施
・ 最大想定浸水域に対応したハザードマップの作成

《指 標》

- ・ 洪水ハザードマップ等の作成（最大雨量想定対応） 0%(R1)→100%(R3)

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理による治水対策を推進する。[道]
- 内水による冠水や浸水被害を防ぐため、雨水管の整備など計画的な雨水対策を推進する。[道、町]
- 道路パトロールによる警戒体制の維持により雨水対策を推進する。[町]

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するため体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定、暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。[道、町]

(除雪体制の確保) **重点**

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[道、町]
- 除排雪機械の計画的な整備、更新・必要な補強を推進するとともに、オペレーターの確保と育成及び委託業者の委託費が小雪時でも補える固定費補償を行い除排雪体制を確保する。[町]
- 自力での除雪が困難な高齢者、障害者世帯に対して、玄関先や門口除雪に対する経済的支援体制を強化し、負担の軽減を図る。[町、民間]

推進事業 ・ 在宅高齢者等除雪サービス、除雪費助成事業

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 毛布、寝袋等の備蓄など、避難所における冬季防寒対策を推進する。[町]
- 年度別防災備蓄品整備計画より、計画的な整備を推進する。[町]

推進事業 ・ 災害備蓄品整備事業

《指標》
(現状値)

品名	数量
毛布	390枚
マット	340枚
寝袋	0個
ストーブ	24台

(目標値)

品名	数量
毛布	450枚(+60枚)(R2)
マット	340枚(必要に応じ増加)
寝袋	150個(+150個)(R2)
ストーブ	24台(必要に応じ増加)

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線(移動系)の計画的な更新や定期的な動作確認など、適切な管理を推進する。[町、民間]
- 災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を整備する。この際、災害現場における情報収集手段の強化策として、無人航空機(ドローン)等の資機材の整備を推進する。[町、民間]
- 防災情報共有システムの効果的な運用による情報共有を推進する。[国、道、町、民間]

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時は、「自助」、「共助」、「公助」の取組が不可欠なことから、自主防災組織の結成に向けた取り組みを推進する。[国、道、町]
- 災害時に安全な避難行動をとれるよう、高齢者や障がい者、旅行者などにも配慮した情報発信を行うとともに、災害情報の伝達手段の多様化やわかりやすい情報の発信など、効果的な情報伝達体制を整備する。[国、道、町]
- 停電時における情報伝達手段を確保するための電源対策や、利用できる媒体に限られる場合の情報伝達体制を整備する。[町、民間]

推進事業 ・ 自主防災組織の結成支援

(高齢者等の要配慮者体制) **重点**

- 「避難行動要支援者の避難支援全体計画」に基づく避難支援等関係者への要支援者名簿の提供と避難支援プラン（個別計画）の作成を推進するとともに、災害時において迅速かつ円滑な支援をするため、地域との連携による支援体制を整備する。[国、道、町、民間]

推進事業 ・ 災害時避難行動要支援者支援体制整備

(地域防災活動、防災教育推進) **重点**

- 自主防災組織の結成や地域における防災のリーダー育成などへの支援により、地域における自主的な防災活動を推進する。[町]
- 平時からの備え、避難行動に関する意識啓発など、学校等における防災教育の取組を推進する。[町]

推進事業 ・ 自主防災組織の結成支援

《指 標》

・ 自主防災組織の結成 0% (R1) →100% (R3~R4)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援等、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対策業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]
- NPO等団体や災害ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と災害ボランティア支援団体等との連携により、NPO等団体や災害ボランティアの受け入れ態勢の整備を促進する。[道、町、民間]
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

《指 標》

・ 防災関係の協定件数 10件(R1)→必要に応じ締結する。

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、備蓄整備計画を策定し、物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町、民間]
- 支援制度の活用などを通じ、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する[道、町]
- 家庭や企業における備蓄について、啓発活動を強化するなど、町民の自発的な備蓄の取組を促進する。[道、町、民間]

推進事業 ・ 災害備蓄品整備事業

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災地による救助・救援活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 上砂川町防災訓練をはじめ、各種防災訓練を通じ、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]

推進事業 ・ 防災訓練の実施

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、特に滝川市に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関が連携した取り組みを推進する。[国、道、町]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備) **重点**

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における消防車両、消防資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

推進事業 ・ 消防力の充実強化

《指 標》

・ 消防団員数 41人 (R2. 4. 1現在) → 努めて現行数を維持

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化) **重点**

- 被災時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会等との連携による災害時医療支援体制を整備する。[道、町]
- 町の診療所の医療従事者の確保や医療機器の更新等を計画的に進め、医療支援体制の整備を図る。[道、町、民間]

(災害時における福祉的支援) **重点**

- 「避難行動要支援者の避難支援全体計画」に基づく避難支援等関係者への要支援者名簿の提供と避難支援プラン（個別計画）の作成を推進する。[国、道、町]
- 平時における福祉的支援を支える民生委員の確保に向けた取り組みを推進する。[町]

推進事業 ・ 災害時避難行動要支援者支援体制整備

《指 標》

・ 民生委員の充足率 100% (R1) → 現状を維持する

(防疫対策) **重点**

- 災害時における感染症の発生・蔓延等を防止するため、平時からの感染症対策として、定期的な予防接種の実施や知識の普及啓発、未接種者の観奨を行う。また、新型コロナウイルス等の新たな感染症のための予防・まん延防止策を推進する。〔国、道、町〕
- 簡易トイレや災害用トイレ袋などの計画的な備蓄を推進する。〔国、道、町〕

推進事業 ・ 災害備蓄品整備事業

3. 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備を計画的に推進する。〔町〕
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画を見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防の機能強化を促進する。〔国、道、町〕
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な行政施設の耐震化を推進する。〔国、道、町〕

推進事業 ・ 上砂川町地域防災計画の見直し

《指 標》

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 33.3% (R1) → 100% (R3)
- ・ 消防支署の耐震化 耐震化完了 (H28)
- ・ 上砂川町地域防災計画の改定 R3~R4に改定予定

(町における業務継続体制の整備) **重点**

- 業務継続計画を見直し、災害時における業務の継続体制を確保する。〔町〕
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取り組みを促進する。〔道、町〕

推進事業 ・ 上砂川町業務継続計画の見直し

《指 標》

- ・ 上砂川町業務継続計画の改定 R3~R4に改定予定

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。〔国、道、町〕

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入の拡大と、家庭での太陽光発電システムの導入に対する支援や再生可能エネルギーの利用に対する意識啓発により、利用の促進を図る。[道、町、民間]

(電力基盤等の整備) 重点

- 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、町庁舎や指定避難所などの防災拠点における非常用電源設備等の導入を推進する。[道、町]
- 各家庭における平時からの備えに対する意識啓発により、「自助」の取組を推進する。[町]

推進事業	・ 災害備蓄品整備事業
------	-------------

《指 標》

- ・ 役場庁舎の非常用電源設備の導入 未導入 (R1) → 導入完了予定 (R3)
- ・ 指定避難所の非常用電源設備又は発電機の導入 3箇所/15箇所 (R1) → 生活館等を優先的に整備する。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 再生可能エネルギーや地中熱発電など、エネルギー構成の多様化の推進と、災害を想定した蓄電設備の導入によるバックアップ体制の整備を検討する。[道、町、民間]

(避難所等への石油燃料体制の確保) 重点

- 災害時における住民生活の安全と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制を構築する。[道、町、民間]

4-2 食料の安定供給の停滞

(災害時における生鮮食料品の流通体制の確保) 重点

- 災害時に生鮮食料品の供給が停滞することのないよう、卸売市場及び業者間の相互応援体制の継続や関係機関等との情報共有を推進する。[道、町、民間]

4-3 上下水道等の長期にわたる機能停止

(水道事業の危機管理体制の整備) 重点

- 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの整備と訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る。[道、町]
- 災害時において、飲料水や生活用水を確保するため、応急給水・応急復旧体制を整備するとともに、広域での受援体制の構築を図る。[道、町]

(水道施設等の耐震化、老朽化対策) 重点

- 災害時においても安定的な給水を確保するため、水源地などの水道施設の耐震化を図るとともに、管路についても、送水管の多重化や基幹管路の耐震化を推進する。[道、町]
- 計画的な施設改修や管路の更新により、老朽化対策を推進する。[道、町]
- 「地域を支える持続可能な上下水道」を基本理念として、安全で快適なライフライン機能の充実を図るため、施設の老朽化や水質管理の高度化等に向けた浄水場の更新を進める。[道、町]

推進事業	・ 簡易水道等施設整備事業（電気計装設備更新工事、配水管布設替工事）
------	------------------------------------

(下水道BCPの策定) **重点**

- 下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の策定を推進する。[町]

(下水道施設の耐震化、老朽化対策等) **重点**

- 災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化等の防災対策を推進する。[道、町]
- 老朽化が進む下水道施設について、更新や長寿命化を計画的に進めるとともに、適正な維持・管理に努める。[町、民間]

推進事業	・下水道ストックマネジメント計画策定及び下水道整備更新（マンホールポンプの更新など）
------	--

4-4 町外との基幹交通及び地域ネットワークの機能停止

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策) **重点**

- 道路点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事を計画的に実施し、必要に応じ関係機関に要望するとともに、橋梁の耐震化についても緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。[道、町]
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[道、町]

推進事業	・町道整備（町道鶉北線、町道うぐいす団地線など） ・橋梁整備（2橋 橋梁長寿命化補修）
------	--

《指 標》

・長寿命化修繕計画の策定状況	策定済み(H29改定)→更新予定(R4)
・道路等の点検率	100%(H27)→点検予定(R7)
・橋梁の点検率	100%(R1)→点検予定(R3)
・橋梁の補修状況	6橋中4橋(H26~R2)→6橋補修完了予定(R4)

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進) 重点

- 災害に備えた経済活動のリスク分散のため、本社機能や生活拠点の分散・多重化を目的とした企業誘致活動を推進する。[道、町]

(企業における事業継続体制の強化)

- 企業の業務継続体制を強化するため、関係機関と連携しながら業務継続計画の普及啓発を行う。[道、町]

(被災企業への金融支援) 重点

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定化を図るため、関係機関との連携による金融支援のセーフティネットの確保に向けた取り組みを推進する。[道、町]

5-2 物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時における円滑な物資輸送体制を確保する。

6. 二次被害の抑制

6-1 森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地J被害を防止するため、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]

《指 標》

- ・ 町有地における人工林の面積 3.08ha (R1) → 現面積を維持する。

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(町における災害廃棄物処理計画の策定) 重点

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を処理するため、災害廃棄物処理計画を策定するなど、廃棄物処理体制を整備する。[国、道、町]

(仮設住宅等の迅速な確保)

- 災害後の円滑な復旧、復興のための土地の確保について、国の制度に基づく所有者不明土地の適正な処理手続等の検討をする。また、住家の被害認定調査など業務に関し、町職員の能力向上に努める。[町]

《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定 R3~R4策定予定

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、行政機関と専門的な技術を有し地域事情にも精通する上砂川建設業協会の連携をさらに強化する。[町、民間]

(地域コミュニティ機能の維持・活性化) 重点

- 地域防災力を向上させるため、自主防災組織結成のための支援を促進するとともに、北海道地域防災マスター制度を活用し、地域防災に関する実践活動のリーダーを育成する。[道、町、民間]
- 地域のコミュニティ力を向上するにあたり、防災ガイドブックの適時の修正、防災訓練及び防災教育を行う等の支援の取り組みを進める。[道、町、民間]

推進事業

- ・ 自主防災組織の結成支援
- ・ 防災訓練の実施

《指 標》

- ・ 自主防災組織 組織率 0% (R1) → 100% (R3~R4)

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和3年度から令和7年度まで）とします。

また、本計画は、上砂川町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもので施策毎の推進管理を行うことが必要であります。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

《施策毎の推進管理に必要な事項》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、上砂川町強靱化の推進を図っていきます。



上砂川町強靱化地域計画

2021年2月発行

上砂川町役場
総務課庶務係

〒073-0292

北海道空知郡上砂川町字上砂川町40番地10

電話 0125-62-2011

FAX 0125-62-3773